

中堅教諭等資質向上研修の対象者について

令和元年12月

小・中・高・特教諭

小・中・高・特養護教諭

【中堅教諭等資質向上研修Ⅰの対象者】

※当該年度の4月1日現在で確認する。

- ◆ 以下の①～③の条件を全て満たした者
 - ① 教職経験年数*¹が7年次以降の者。ただし、山口県において当該年度に正規採用となった者を除く。
 - ② 平成5年度以降に採用され、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ又は10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了の者
 - ③ 修了確認期限*²（有効期間の満了日*³）が、前年度であった者
- ◆ （特例措置）平成5年度以降に採用され、教職経験年数が20年次を超え、10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了である者

★人数調整

令和2年度対象者の人数が多いため、令和2年度対象者を以下の条件で令和2年度と令和3年度の受講となる者に分ける。

- ・平成24年度までに採用された者→令和2年度の受講
- ・平成25年度以降に採用された者→令和3年度の受講

対象者の確認については、フローチャート参照

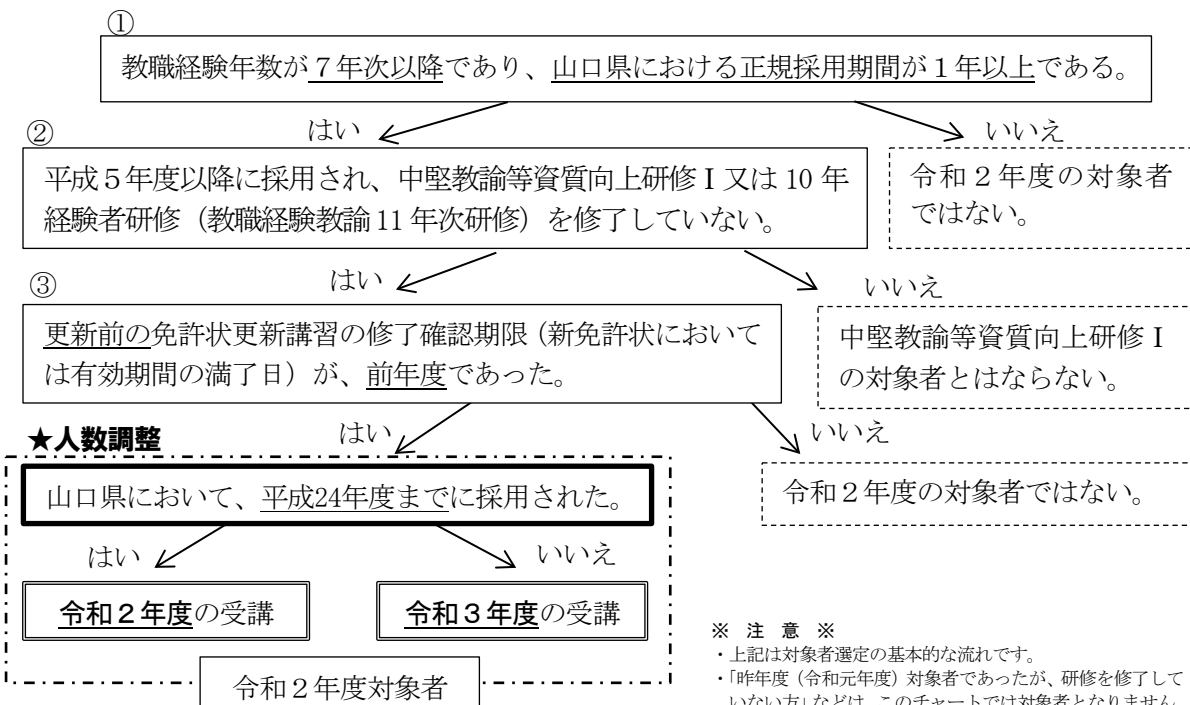
- * 1 山口県採用年度を1年次とし、休職期間等を除かない年数。ただし、本県以外での公立学校における正規採用期間（1年未満切り捨て）を加算した年数
- * 2 旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けなければならない期限
- * 3 新免許状に記載されている有効期間満了日

【中堅教諭等資質向上研修Ⅱについて】

中堅教諭等資質向上研修Ⅱは、中堅教諭等資質向上研修Ⅰを修了した者が次回の免許状更新講習を修了した後に受講する研修である。令和2年度は実施せず、令和3年度以降の実施を想定している。

フローチャートでみる令和2年度中堅教諭等資質向上研修Ⅰの対象者

令和2年4月1日現在で確認する（特例措置は考慮していない）。



※ 注意 ※
 ・上記は対象者選定の基本的な流れです。
 ・「昨年度（令和元年度）対象者であったが、研修を修了していない方」などは、このチャートでは対象者となりません。

中堅教諭等資質向上研修の対象者について

令和元年12月

小・中栄養教諭

幼稚園教諭

【中堅教諭等資質向上研修の対象者】

※当該年度の4月1日現在で確認する。

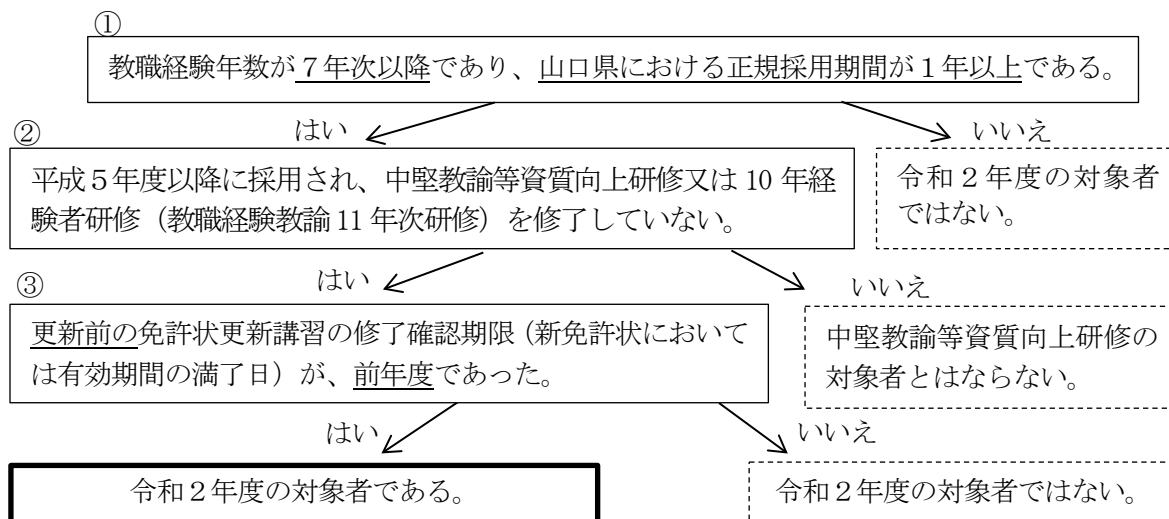
- ◆ 以下の①～③の条件を全て満たした者
 - ① 教職経験年数^{*1}が7年次以降の者。ただし、山口県において当該年度に正規採用となった者を除く。
 - ② 中堅教諭等資質向上研修又は10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了の者
 - ③ 修了確認期限^{*2}（有効期間の満了日^{*3}）が、前年度であった者
- ◆ （特例措置）平成5年度以降に採用され、教職経験年数が20年次を超え、10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了である者

対象者の確認については、フローチャート参照

- * 1 山口県採用年度を1年次とし、休職期間等を除かない年数。ただし、本県以外での公立学校における正規採用期間（1年未満切り捨て）を加算した年数
- * 2 旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けなければならない期限
- * 3 新免許状に記載されている有効期間満了日

フローチャートでみる令和2年度中堅教諭等資質向上研修の対象者

令和2年4月1日現在で確認する（特例措置は考慮していない）。



※ 注 意 ※

- ・ 上記は対象者選定の基本的な流れです。
- ・ 「昨年度（令和元年度）対象者であったが、研修を修了していない方」などは、このチャートでは対象者となりません。

中堅教諭等資質向上研修の対象者について

令和元年12月

小・中・高・特学校栄養職員

高・特実習助手

特寄宿舎指導員

【中堅教諭等資質向上研修の対象者】

※当該年度の4月1日現在で確認する。

以下の①～②の条件を全て満たした者

- ① 教職経験年数*1が11年次以降の者
- ② 中堅教諭等資質向上研修又は10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了の者

*1 山口県採用年度を1年次とし、休職期間等を除かない年数。ただし、本県以外での公立学校における正規採用期間（1年未満切り捨て）を加算した年数